

## 国際旅客運送事業に係る異動届出書の記載要領

- 1 この届出書は、国際旅客運送事業開始・休止・廃止届出書で届け出た事項のうち、国際観光旅客税法第12条《国内事業者の納税地の異動の届出》に規定する届出者の納税地に異動があった場合、及び同法第19条第3項に規定する届出者の住所又は居所、氏名又は名称、代表者氏名及び国際旅客運送事業を行う出入国港に異動があった場合に提出するものです。
- 2 各欄は、様式の注意書きによるほか、次により記載してください。
  - (1) 「住所又は居所」欄には、届出者の住所又は居所（届出者が国内に本店又は主たる事務所を有する法人（以下「内国法人」といいます。）の場合には、登記してある本店又は主たる事務所の所在地、内国法人以外の場合には、国外の本店又は主たる事務所の所在地）を記載してください。
  - (2) 「氏名又は名称及び代表者氏名」欄には、届出者が個人の場合は氏名を記載し、また、法人の場合は、名称並びに代表者の役職名（代表者であることを示す役職名）及び氏名を記載してください。
  - (3) 「個人番号又は法人番号」欄には、届出者が個人の場合は個人番号を、また、法人の場合は、法人番号を記載してください。
  - (4) 「納税地」欄には、次により記載してください。
    - イ 内国法人 本店又は主たる事務所の所在地
    - ロ 内国法人以外 国内に有する事務所等の所在地（事務所等が2以上ある場合には、主たるものの所在地）
    - ハ 国内に住所を有する個人事業者 住所地
    - ニ 国内に住所を有せず居所を有する個人事業者 居所地
    - ホ 国内に住所及び居所を有せず国内に事務所等を有する個人事業者 その事務所等の所在地（事務所等が2以上ある場合には、主たるものの所在地）

(注) 国際観光旅客税法第8条（個人である国内事業者の納税地の特例）及び同第10条（国内事業者の納税地の指定）の適用がある場合には、当該適用のある納税地を記載してください。
  - (5) 「(開始届出年月日)」欄には、直近の国際旅客運送事業開始届出書を提出した年月日を記載し、「(異動の生じた日)」欄には、異動が生じた登記年月日等の日付を記載してください。
  - (6) 「異動事項」欄には、異動が生じた事項を記載し、異動の内容を「異動前」及び「異動後」欄に記載してください。
  - (7) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項を記載してください。